### 議 案 第 87 号

## 平成16年度北海道一般会計補正予算(第7号)

平成16年度北海道一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 47,311,176千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出 それぞれ 2,889,178,931千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方消費税清算金		112,760,155	7,141,520	119,901,675
	1 地方消費税清算金	112,760,155	7,141,520	119,901,675
3 地 方 譲 与 税		26,050,000	512,377	26,562,377
	1 所得譲与税	9,500,000	12,377	9,512,377
	2 地方道路讓与稅	15,319,000	400,000	15,719,000
	3 石油ガス譲与税	966,000	100,000	1,066,000
4 地方特例交付金		14,400,000	1,083,629	15,483,629
	1 地方特例交付金	14,400,000	1,083,629	15,483,629
5 地 方 交 付 税		684,156,977	664,230	684,821,207
	1 地 方 交 付 税	684,156,977	664,230	684,821,207
6 交通安全対策特別交付金		1,965,000	100,000	2,065,000
	1 交通安全対策 特別交付金	1,965,000	100,000	2,065,000

款	項	補正前の額	補正額	#H
7 分担金及び負担金		35,807,020	△ 323,924	35,483,096
	1 分 担 金	3,788,250	△ 111,464	3,676,786
	2 負 担 金	32,018,770	△ 212,460	31,806,310
8 使用料及び手数料		34,654,066	△ 145,243	34,508,823
	1 使 用 料	23,163,968	△ 135,760	23,028,208
	2 手 数 料	769,859	30,752	800,611
	3 証 紙 収 入	10,720,239	△ 40,235	10,680,004
9 国庫支出金		503,602,759	27,405,618	531,008,377
	1 国庫負担金	161,621,373	190,537	161,811,910
	2 国 庫 補 助 金	335,676,393	28,041,136	363,717,529
	3 委 託 金	6,304,993	△ 826,055	5,478,938
10 財 産 収 入		7,433,808	425	7,434,233
	1 財産運用収入	4,233,248	41,518	4,274,766
	2 財産売払収入	3,200,560	△ 41,093	3,159,467

		款			項		補正前の額	補正額	ml-
12	繰	入	金				17,611,253	18,993,834	36,605,087
				1 特	序別 会 計 繰 入	. 金	3,124,870	△ 220,448	2,904,422
				2 基	金繰入	金	14,486,383	19,214,282	33,700,665
13	繰	越	金				8,000,000	2,194,271	10,194,271
				1	! 越	金	8,000,000	2,194,271	10,194,271
14	諸	収	入				294,285,426	△ 20,713,067	273,572,359
				1 <sup>延</sup>	に滞金、加算 び 過	金料	1,405,327	528	1,405,855
				2 預	金利	子	26,768	3,697	30,465
				3 貸	付金収	入	272,051,908	△ 21,269,430	250,782,478
				4 受	注託事業収	入	4,337,217	△ 488,474	3,848,743
				5 収	人益 事 業 収	入	9,015,000	△ 261,240	8,753,760
				6 雑		入	7,449,206	1,301,852	8,751,058
15	道		債				592,385,600	10,397,506	602,783,106
				1 追	Î	債	592,385,600	10,397,506	602,783,106

款	項	補正前の額	補正額	計
歳   入	合 計	2,841,867,755	47,311,176	2,889,178,931

										歳		出			(単位 千円)
	款						J	須			補正前の額	補	正額	#H	
1	議		会		費							3,695,539	Δ	20,000	3,675,539
						1	議		会		費	3,695,539	Δ	20,000	3,675,539
2	総		務		費							253,347,170		7,976,382	261,323,552
						1	総	務	管	理	費	102,937,009		5,055,573	107,992,582
						3	徴		税		費	98,370,356		3,847,816	102,218,172
						4	学	事	宗	務	費	39,385,122	Δ	525,696	38,859,426
						6	原	子力	安全	対策	<b>货</b> 費	603,041	Δ	37,488	565,553
						7	領	土復	夏帰	対策	章 費	892,568	Δ	45	892,523
						8	会	計	管	理	費	1,040,095	Δ	24,106	1,015,989
						9	札	幌 医	医科	大学	学費	2,670,934	Δ	25,022	2,645,912
						10	選		挙		費	3,519,202	Δ	309,350	3,209,852
						11	人	事	委員	会	費	321,693	Δ	5,300	316,393
3	総	合	企	画	費							43,870,634	$\triangle$	2,312,118	41,558,516

款	項	補正前の額	補 正 額	#H
	1 総合企画管理費	7,649,164	△ 625,392	7,023,772
	2 政 策 費	638,239	△ 750	637,489
	3 計 画 費	18,644,803	△ 471,230	18,173,573
	4 地 域 振 興 費	9,552,618	△ 967,120	8,585,498
	5 交通企画費	4,310,040	△ 181,466	4,128,574
	6 I T 推 進 費	3,075,770	△ 66,160	3,009,610
4 環境生活費		9,920,057	10,178,914	20,098,971
	1 環境生活管理費	4,620,309	△ 194,829	4,425,480
	2 環 境 政 策 費	434,094	570,048	1,004,142
	4 循環型社会推進費	495,172	△ 146,323	348,849
	5 自 然 環 境 費	1,101,812	△ 52,055	1,049,757
	6 文 化 振 興 費	920,634	9,999,574	10,920,208
	7 生活振興費	953,553	△ 12,719	940,834
	8 青少年対策費	255,466	20,538	276,004

款	項	補正前の額	補 正 額	##
	9 女 性 対 策 費	212,809	△ 4,596	208,213
	10 交通安全対策費	239,990	△ 724	239,266
5 保 健 福 祉 費		241,318,858	6,428,818	247,747,676
	1 保健福祉管理費	32,740,220	△ 178,862	32,561,358
	2 子ども未来づくり 推 進 費	24,498,801	292,156	24,790,957
	3 国民健康保険費	49,865,407	446,351	50,311,758
	4 医療政策費	6,260,553	△ 472,730	5,787,823
	5 疾病対策費	18,772,370	△ 536,800	18,235,570
	6 地 域 保 健 費	1,977,740	△ 328,879	1,648,861
	7 食品衛生費	1,541,116	△ 46,485	1,494,631
	8 医 務 薬 務 費	154,774	△ 21,446	133,328
	9 地 域 福 祉 費	16,508,068	8,201,513	24,709,581
	10 高齢者保健福祉費	6,931,056	△ 116,614	6,814,442
	11 介 護 保 険 費	35,120,916	△ 152,079	34,968,837

款	項	補正前の額	補 正 額	#H
	12 障害者保健福祉費	11,407,423	△ 185,001	11,222,422
	13 保 護 費	35,498,239	△ 961,481	34,536,758
	14 災 害 救 助 費	42,175	489,175	531,350
6 経 済 費		218,909,241	△ 22,814,860	196,094,381
	1 経済管理費	7,077,143	△ 11,884	7,065,259
	2 産業政策推進費	145,192	△ 18,729	126,463
	3 資源エネルギー費	4,817,878	△ 1,134,387	3,683,491
	4 産業立地費	16,603,130	△ 131,186	16,471,944
	5 産 業 振 興 費	9,926,209	△ 176,598	9,749,611
	6 地 域 産 業 費	705,461	△ 132,824	572,637
	7 金 融 費	166,614,639	△ 20,975,879	145,638,760
	9 雇 用 対 策 費	8,660,173	△ 63,459	8,596,714
	10 労 政 福 祉 費	105,858	△ 14,814	91,044
	11 人 材 育 成 費	2,771,568	△ 162,800	2,608,768

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	12 観 光 費	601,182	△ 12,100	589,082
	14 労働委員会費	479,215	19,800	499,015
7 農 政 費		237,086,660	777,853	237,864,513
	1 農 政 管 理 費	17,841,840	△ 134,080	17,707,760
	2 農 地 調 整 費	4,016,668	△ 389,811	3,626,857
	3 農 業 経 済 費	11,771,691	△ 445,302	11,326,389
	4 土地改良指導費	64,577,019	△ 743,063	63,833,956
	5 農業改良普及費	1,673,799	△ 152,146	1,521,653
	6 構造改善費	10,091,359	2,554,691	12,646,050
	8 農業農村整備事業費	114,729,571	△ 500,108	114,229,463
	9 道産食品安全費	1,382,840	△ 15,500	1,367,340
	10 農 産 園 芸 費	4,072,096	△ 236,645	3,835,451
	11 酪 農 畜 産 費	4,767,789	△ 641,663	4,126,126
	12 農 業 企 画 費	67,277	1,500,000	1,567,277

	款					Į	頁			補正前の額	補	正 額	計
				13	農	業	試	験	費	1,646,980	Δ	18,520	1,628,460
8 水 産	雀 林	務	費							116,026,155		12,161,315	128,187,470
				1	水)	産林	務	管 理	. 費	13,713,359	Δ	150,260	13,563,099
				2	森	林	環	境	費	2,990,618	Δ	16,552	2,974,066
				4	水	産	経	営	費	6,403,763	Δ	130,271	6,273,492
				5	水	産	振	興	費	749,986	Δ	46,669	703,317
				6	漁	港	漁	村	費	45,394,574	Δ	183,032	45,211,542
				7	漁	業	管	理	費	1,109,853		32,249	1,142,102
				8	漁	業	指	導	費	968,891		21,643	947,248
				9	木	材	振	興	費	529,686		8,428	521,258
				10	森	林	計	画	費	5,813,030		65,397	5,747,633
				11	林	業	振	興	費	7,866,637		12,879,286	20,745,923
				12	森	林	整	備	費	9,151,793	Δ	2,021	9,149,772
				13	治		山		費	17,543,180	Δ	40,721	17,502,459

	款				]	頁			補正前の額	補	正額	#H
				14	水産林	業試息	験研多	它費	3,768,984	Δ	85,226	3,683,758
9	建	設	費						431,010,487		3,324,605	434,335,092
				1	建設	管	理	費	68,796,097	Δ	24,035	68,772,062
				2	道路標	ŝ ŋ	よう	費	190,396,248		1,530,852	191,927,100
				3	河	JIJ		費	81,570,219	Δ	50,303	81,519,916
				4	空港	港	湾	費	7,616,036	$\triangle$	103,016	7,513,020
				5	砂防	海	岸	費	27,630,370		3,446,497	31,076,867
				6	建築	指	導	費	3,048,004	$\triangle$	757,498	2,290,506
				7	住	宅		費	12,216,574	$\triangle$	374,437	11,842,137
				8	都市	環	境	費	31,985,521	$\triangle$	406,844	31,578,677
				9	公 園	下力	火 道	費	7,520,036		63,389	7,583,425
10	敬言	察	費						146,120,702		225,358	146,346,060
				1	警 察	管	理	費	135,785,667		225,358	136,011,025
11	教	育	費						536,740,606	$\triangle$	3,773,657	532,966,949

款	項	補正前の額	補 正 額	#H
	1 教育総務費	20,997,621	△ 99,210	20,898,411
	2 小 学 校 費	205,344,259	△ 1,359,700	203,984,559
	3 中 学 校 費	123,892,398	△ 513,840	123,378,558
	4 高 等 学 校 費	133,695,668	△ 1,320,229	132,375,439
	5 特殊学校費	46,753,458	△ 547,125	46,206,333
	6 学 校 教 育 費	1,105,308	△ 9,083	1,096,225
	7 社会教育費	2,842,570	△ 351	2,842,219
	8 保健体育費	2,109,324	75,881	2,185,205
12 災 害 復 旧 費		21,546,192	△ 1,668,357	19,877,835
	鬼 地 開 発 施 設 1 災 害 復 旧 費	1,624,385	43,960	1,668,345
	2 水産林業施設 災害復旧費	9,442,113	△ 2,604,391	6,837,722
	3 土木施設災害復旧費	10,479,694	892,074	11,371,768
13 公 債 費		499,817,583	27,458,028	527,275,611
	1 公 債 費	499,817,583	27,458,028	527,275,611

	款					項		補正前の額	補 正 額	計
14 諸	支	出	金					82,257,871	9,368,895	91,626,766
				1	繰	出	金	7,455,144	△ 25,360	7,429,784
				2	諸		費	74,802,727	9,394,255	84,196,982
歳		出		•	合	ij		2,841,867,755	47,311,176	2,889,178,931

第	2 表		繰	越	明	許	費	補	正		(単位 千円)
	款		項		補	正	前		補	正	後
	孙		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	事	業	名	金	額	事 業	名	金 額
3	総合企画費	3	計 画 費	社会	資本鏨	を備 費	2,20	9,400	社会資本	整備費	3,071,500
4	環境生活費	5	自然環境費			_		_	自然環境	整備費	20,000
5	保健福祉費	1	保健福祉管理費			_		_	社会福和整備事		1,580,897
7	農 政 費	1	農政管理費	公共	事業事	<b>事務費</b>		8,020	公共事業	事務費	380,500
						_		_	補助事業	事務費	2,635
		8	農業農村整備事業費			_		_	土地改良	事業費	8,581,375
						_		_	農用地造成	戊事業費	1,203,591
				農地	防災事	<b>章業費</b>	21	8,411	農地防災	事業費	1,141,479
						_		_	農村総合事業		3,217,453
						_		_	農道等整備	#事業費	1,054,046
		11	酪農畜産費			_		_	酪農畜產事業		556,150
8	水産林務費	1	水産林務管 理費	補助	事業事	<b>系務費</b>		1,591	補助事業	事務費	24,265
		6	漁港漁村費			_		_	水 産 整 備 事	基 盤業費	1,074,913

	+	,		-512	補	正	前	Ĵ		補	正		<u>.</u>
	蒙	X.		項	事 業	名	金	額	事	業	名	金	額
9	建	設 費	1	建設管理費	公共事業事	¥務費		11,346	公共事	事業哥	事務 費		25,750
					補助事業事	<b>系務費</b>		8,900	補助哥	事業哥	事務 費		57,371
			2	道 路 橋りょう費	道路維	持費	6	664,417	道路	維	持費		764,980
					道路新設改	(良費	1,6	574,192	道路亲	折設改	<b></b>	3,2	235,777
					積雪寒冷丸	计策 費	1,0	002,895	積雪第	寒冷丸	寸策費	1,2	291,160
			3	河川費	河川改	修費	4,0	)23,800	河川	改	修費	4,2	287,700
						_		_	ダム変	建設事	事業費	]	123,900
			4	空港港湾費		_		_	空港	整	備費		2,600
			5	砂防海岸費	砂防事	業費	6	668,000	砂防	事	業 費		764,200
						_		_	災害團	<b>月</b> 連马	事業費	3,3	325,281
			8	都市環境費	都市計画事 業	街 路 費	1,9	922,000	都市事	計 画 業	i 街 路 費	5,1	141,650
			9	公 園 下水道費		_		_	公 園	事	業費	]	179,340
						_		_	過疎]	下水道業	道代行 費		70,000
12	災害	<b>三復旧費</b>	1	農地開発施設災害復旧費		_		_	耕地事	災 害 業	道 復 旧 費	4	129,962

±:L	75	補 正	前	補 正	後
款	項	事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	水産林業 2 施設災害 復 旧 費	_	_	水産災害復旧事業費	89,585
		_	_	漁港災害復旧事業費	3,277,676
		_	_	林道災害復旧事業費	54,966
		森林災害復旧造林	353,607	森林災害復旧造林	494,253
		_	_	治山施設災害復旧事業費	150,000
	3 土木施設 災害復旧費	土木災害復旧事業費	2,125,100	土木災害復旧事 業 費	8,365,548

第 表 3 債務負担行為補正 (単位 千円) 正 補 正 後 補 前 事 項 期 間 限 度 額 期 間 限 度 額 北海道土地開発 北海道土地開発 公社が行う用地 公社が行う用地 取得費、補償費、 取得費、補償費 事務費及び資金 について 2,300,000千 経費について 円以内 1,802,951千 取得、管理及び 円以内 昭和49年度公有地の拡大に伴う土 処分に係る経費 昭和49年度から 平成17年度から 借入資金に係る 地の先行取得に関する債務負担行 について 利子について 平成16年度まで 平成21年度まで 年6%以内の 国庫債務負担 行為による用 借入資金に係る 地の先行取得 利子について に係る限度利 率の半年複利 年 9.5%半年 複利以内の額 以内の額 の合計額 の合計額 北海道土地開発 北海道土地開発 公社が行う管理 公社が行う管理 費について 費、事務費及び 9,000千円以 資金経費につい 内 管理に係る経費 19,566千円以 について 内 昭和59年度公有地の拡大に伴う土 年6%以内の 平成17年度から 昭和59年度から 借入資金に係る 地の先行取得に関する債務負担行 利子について 平成16年度まで 平成21年度まで 額 為 国庫債務負担 借入資金に係る 利子について 行為による用 地の先行取得 年 9.5%半年 複利以内の額 に係る限度利 の合計額 率の半年複利 以内の額 の合計額 北海道土地開発 北海道土地開発 公社が行う管理 公社が行う管理 費について 費、事務費及び 9,700千円以 資金経費につい 内 7 管理に係る経費 15,720千円以 平成元年度公有地の拡大に伴う土 平成元年度から 平成17年度から について 内 地の先行取得に関する債務負担行 平成16年度まで 年6%以内の 平成21年度まで 借入資金に係る 為 利子について 国庫債務負担 借入資金に係る 利子について 行為による用 年 9.5%半年 地の先行取得 複利以内の額 に係る限度利 率の半年複利 の合計額

事項	補	E 前	補 直	E 後
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	期間	限 度 額	期間	限 度 額
				以内の額 の合計額
平成6年度公有地の拡大に伴う土 地の先行取得に関する債務負担行 為	平成6年度から 平成16年度まで	北海道土地開発 型費は行って 13,500千円以内 管理の係るを 年6%以内の 信子ではのででは、 は、一方では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	平成17年度から 平成21年度まで	北公費資で 借利 地う費資で 15,250 年利 田行地に率以合 15,250 年 15,25
平成11年度公有地の拡大に伴う土 地の先行取得に関する債務負担行 為	平成11年度から 平成16年度まで	北海道土地開発 公社が行う管理 16,800千円以 内管理に任 年6%以内 借入子にの 額 後金つい 年9.5%中の 信子9.5%中 複利額	平成17年度から 平成21年度まで	北公費資で 13,967年利 地う費で 13,967年 にい務よ行限年額 開管及つ 円 係で負る取度複開管及の 円 係で負る取度複開で入る。 14用得利利 は、 2 は 1 は 2 は 2 は 2 は 2 は 2 は 2 は 2 は 2 は

第 4 表		地	ナ		補	正		
								(単位 千円)
起債の目的		補	正	前		補	正	後 
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
新産業都市等 建設事業費	_	_	_	_	1,978,000	総務省のないのののできます。というでは、の借知るでのののでののでののののののののでののでののでののでのでのでのでのでいる。)。	10%以内	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。
道州制北海道 モデル事業 推 進 費	7,356,000	総務省のはか発し、財他のではの発生のはの発生のはの発生ののはの発生ののでのでのでのでのでのできる。と行いたと行いのできません。)。	10% 以内	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。	5,440,000	同 上	10% 以内	同 上
地域政策総合推進事業費	_	_	_	_	2,500,000	同 上	10% 以内	同 上
自然環境対策費	142,000	総務省の借知る行のというののではめ発し、の借知る行のはめ発し、公の方ののでののでののでののでのでのでのできる方とのできる方とのできる。)。	10% 以内	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。	130,000	同 上	10%以内	同 上
社 会 福 祉 施設整備費	827,000	同 上	10% 以内	同 上	805,000	同 上	10% 以内	同 上
保健所整備費	76,000	同 上	10% 以内	同 上	0	_	_	_
すべての人に やさしいまち づくり推進 事業費	67,000	同 上	10% 以内	同 上	66,000	総務省、財 務省その他 からの借入	10% 以内	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は

起債の目的		補	正	前		補	正	後
起俱勿日的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
						れ又は知事 の定める行に よる(他の 地方公共団 体との共同 発行を含 む。)。		知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。
産業立地推進費	1,703,000	総務省との借知る行他共共のの場合を行ったのののののでののでののでののでののでののでののでのでのでのでいる。	10% 以内	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。	1,679,000	総務省その借知る行他共中の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の一個の	10%以内	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。
技術専門学院施設整備費	190,000	同 上	10% 以内	同 上	127,000	同 上	10%以内	同 上
農地調整対策 費	108,000	国庫からの 借入れによる。	0	据置期間を含め25年 以内において、年賦 元金均等償還によ る。ただし、必要に 応じて繰上償還する ことができる。	106,406	国庫からの 借入れによる。	0	据置期間を含め25年 以内において、年賦 元金均等償還によ る。ただし、必要に 応じて繰上償還する ことができる。
直轄土地改良事 業 費	31,764,000	総務省その借知る行他の からはめ発のの がある行他の はかる行他の はからなるが があるが があるだめ があるだい があるだい があるだい があるだい があるだい があるだい があるだい があるだい がい はい がい はい がい はい がい はい がい はい がい はい がい はい がい はい がい はい がい はい がい をいる がい がい がい がい がい がい がい がい がい がい。 がい がい がい がい がい がい がい がい がい がい。 がい がい がい がい がい がい がい がい。 がい がい がい がい がい がい がい がい がい がい がい がい がい	10% 以内	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。	30,856,000	総務省その借知る行のの がいてはめ発のの がいるでの がいるで がいるで がいるで がいるで がいるで がいるで がいるで がいるで	10%以内	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。
農 業 改 良 普及センター 改 築 費	116,000	同 上	10% 以内	同 上	80,000	同 上	10% 以内	同 上
土地改良事業費	17,155,000	同 上	10% 以内	同 上	19,503,000	同 上	10% 以内	同 上
農用地造成事 業 費	28,000	同 上	10% 以内	同 上	835,000	同 上	10% 以内	同 上

力体の日始		補	正	前		補	正	後
起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
農地防災事業費	3,242,000	総務省そのは知る行他共共のの借知る行他共共を発したのは、の情知を行他の対象のでののである。	10% 以内	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。	3,124,000	総務省そのは知る行他共ののの場合を行ってはの発ののはののでののでののでののでのでのでのでのできる方でのできる方でのできる方でのできる。)。	10%以内	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。
農村総合整備 事 業 費	1,551,000	同 上	10% 以内	同 上	3,457,000	同 上	10% 以内	同 上
農道等整備事 業費	2,510,000	同 上	10% 以内	同 上	2,414,000	同 上	10% 以内	同 上
農道整備特別 対策事業費	1,674,000	同 上	10% 以内	同 上	1,484,000	同 上	10%以内	同 上
家 畜 保 健 衛生所施設 整 備 費	314,000	同 上	10% 以内	同 上	249,000	同 上	10% 以内	同 上
農業試験場施設整備費	103,000	同 上	10% 以内	同 上	91,000	同 上	10% 以内	同 上
水 産 基 盤 整 備 費	12,555,000	同 上	10% 以内	同 上	12,232,000	同 上	10%以内	同 上
直轄特定漁港漁場整備事業費	4,250,000	同 上	10% 以内	同 上	4,513,000	同 上	10% 以内	同 上
漁港海岸保全費	1,621,000	同 上	10% 以内	同 上	1,584,000	同 上	10% 以内	同 上
林道事業費	1,579,000	同 上	10% 以内	同 上	1,453,000	同 上	10% 以内	同 上
林道整備特別 対策事業費	192,000	同 上	10% 以内	同 上	185,000	同 上	10% 以内	同 上
治山事業費	8,792,000	同 上	10% 以内	同 上	8,695,000	同 上	10% 以内	同 上

力体の日始		補	正	前		補	正	後
起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
直轄治山事業費	152,000	総務省その借知る行のは知る行のは知る行のはの発ののはの発ののはの発ののはの発ののはのない。と行のでは、ままでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	10%以内	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。	137,000	総務省、財 務省その借知る のではめる のではめる のでの ので のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの	10%以内	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。
臨時治山施設 整備特別対策 事 業 費	1,624,000	同 上	10% 以内	同 上	1,584,000	同 上	10% 以内	同 上
水産試験場施設整備費	1,325,000	同 上	10% 以内	同 上	1,585,000	同 上	10% 以内	同 上
道東支場整備費	253,000	同 上	10% 以内	同 上	236,000	同 上	10% 以内	同 上
森林整備費	1,011,000	同 上	10% 以内	据置期間を含め50年 以内において、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。	999,000	同 上	10%以内	据置期間を含め50年 以内において、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。
直轄道路事業費	57,330,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。	61,246,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。
道路維持管理費	6,057,000	同 上	10% 以内	同 上	5,814,000	同 上	10% 以内	同 上
道路新設改良費	19,900,000	同 上	10% 以内	同 上	18,768,000	同 上	10% 以内	同 上
積雪寒冷対策費	6,887,000	同 上	10% 以内	同 上	7,599,000	同 上	10%以内	同 上
市町村道整備費	2,138,000	同 上	10% 以内	同 上	2,017,000	同 上	10% 以内	同 上

力体の日始		補	正	前		補	正	後
起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
臨時道路整備 特別対策 事業費	28,716,000	総務省との借知る行他共共のの場合を行ったのののののでののでののでののでののでのでのでのでのできる。とからのでは、まれているでは、いいのでは、いい	10% 以内	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。	30,516,000	総務省との借知る行他共共のの場合を行ったのはの発ののはののでののでののでののでのでのでのできる方とのでいまれた。)。	10% 以内	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。
直轄河川事業費	25,761,000	同 上	10% 以内	同 上	22,304,000	同 上	10% 以内	同 上
河川改良費	16,848,000	同 上	10% 以内	同 上	16,871,000	同 上	10% 以内	同 上
臨時河川整備 特 別 対 策 事 業 費	4,209,000	同 上	10% 以内	同 上	4,309,000	同 上	10% 以内	同 上
ダム建設費	2,646,000	同 上	10% 以内	同 上	2,477,000	同 上	10% 以内	同 上
直轄空港整備費	369,000	同 上	10% 以内	同 上	262,000	同 上	10% 以内	同 上
空港整備費	576,000	同 上	10% 以内	同 上	552,000	同 上	10% 以内	同 上
港湾海岸保全事 業 費	14,000	同 上	10% 以内	同 上	13,000	同 上	10% 以内	同 上
直轄砂防事業費	1,406,000	同 上	10% 以内	同 上	2,879,000	同 上	10% 以内	同 上
砂防費	7,686,000	同 上	10% 以内	同 上	7,566,000	同 上	10% 以内	同 上
災 害 関 連 事 業 費	996,000	同 上	10% 以内	同 上	1,573,000	同 上	10% 以内	同 上
直轄海岸事業費	466,000	同 上	10% 以内	同 上	248,000	同 上	10% 以内	同 上

+1 /# o H //		補	正	前		補	正	後
起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
海岸保全事業費	1,860,000	総務省その借知る行他共 の借知る行他共共を を を を を を を を を を を の の の の の の の の	10%以内	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。	1,802,000	総務省その借知る行他共 の借知る行他共共を がよる行と行いる があるでは、 がある行他 がいるでのである。 があるだ。 があるだ。 があるだい。 があるだい。 があるだい。 があるだい。 があるだい。 がいるできる。 がいるできる。 がいるできる。 がいるできる。 はいるできる。 といるでも。 といるでも。 といるでも。 といるでも。 といるでも。 といるでも。 といるでも。 といるでも。 といるでも。 といるでも。 といるでも。 といるでも。 といるでも。 といるでも。 といるでも。 といるでも。 といるでも。 といるでも。 といるでも。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっ	10%以内	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。
公営住宅建 設費	5,642,000	同 上	10% 以内	同 上	5,452,000	同 上	10% 以内	同 上
街路事業費	11,573,000	同 上	10% 以内	同 上	11,192,000	同 上	10% 以内	同 上
臨時街路整備 特 別 対 策 事 業 費	3,507,000	同 上	10% 以内	同 上	3,757,000	同 上	10% 以内	同 上
都市公園費	1,627,000	同 上	10% 以内	同 上	1,692,000	同 上	10% 以内	同 上
警 察 施 設 整 備 費	1,265,000	同 上	10% 以内	同 上	2,018,000	同 上	10% 以内	同 上
交通安全施設 整 備 費	1,128,000	同 上	10% 以内	同 上	1,478,000	同 上	10% 以内	同 上
高等学校施設 整 備 費	8,510,000	同 上	10% 以内	同 上	8,542,000	同 上	10% 以内	同 上
特殊学校施設 整 備 費	1,398,000	同 上	10% 以内	同 上	1,276,000	同 上	10% 以内	同 上
情報処理教育設備整備費	299,000	同 上	10% 以内	同 上	250,000	同 上	10%以内	同 上
耕地災害復旧費	99,000	同 上	10% 以内	同 上	114,000	同 上	10%以内	同 上
水産災害復旧費	30,000	同 上	10% 以内	同 上	38,000	同 上	10% 以内	同 上

起債の目的		補	正	前		補	正	後
起復の日的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
漁港災害復旧費	1,003,000	総務省との借知る行他共共のの場合を行ったのののののでののでののでののでののでのでのでのでのできる。とからのでは、まれているでは、いいのでは、いい	10% 以内	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。	943,000	総務省との借知る行他共共のの場合を行ったのはの発ののはののでののでののでののでのでのでのできる方とのでいまれた。)。	10% 以内	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。
林道災害復 旧費	11,000	同 上	10% 以内	同 上	0	_	_	_
治 山 災 害 復 旧 費	865,000	同 上	10% 以内	同 上	262,000	総務省そのは知る行他共共のの場合を行ったのはの発にのからのはののではののではないである。とのでは、はないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	10% 以内	据置期間を含め30年 以内において、半年 賦元利均等償還又は 知事の定める方法に よる。ただし、必要 に応じて繰上償還す ることができる。
土 木 災 害 復 旧 費	2,007,000	同 上	10% 以内	同 上	2,260,000	同 上	10% 以内	同 上
住民税等減税 補 て ん 債	11,900,000	同 上	10%に利し借る金てのを後て該後率以に見式入府つ利直っお、直の人直でれ資い率したい当し利	同 上	11,344,400	同 上	10%に利し借る金てのを後て該後率以に見式入府つ利直っお、直の人直でれ資い率したい当し利	同 上
臨 時 財 政対 策 債	110,000,000	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直 し方式式 借り入入 る政府資 金につい	同 上	111,844,700	同上	10%以内 (ただし、 利率見直 し方式式 借り入入 る政府資 金につい	同 上

お供の日始				補	正		前								補	正		後				
起債の目的	限	度	額	起債の方法	利	率	償	還	0	方	法	限	度	額	起債の方法	利	率	償退	₩ 0	のナ	7 法	ŧ
					てのを後て該後率	直っお、直したい当し										のを後て該見	利直っお、直の率したい当し利					
合 計	592	2,385,6	500									602	2,783,	106								

### 議 案 第 88 号

## 平成16年度北海道公債管理特別会計補正予算(第1号)

平成16年度北海道公債管理特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,098,522千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳 出それぞれ102,646,270千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

# 歳入歳出予算補正

歳

(単位 千円)

					(1)= 114/
	款	項	補正前の額	補正額	<del>=</del> +
1 財	産 収 入		615,202	75,321	690,523
		1 財産運用収入	615,202	75,321	690,523
2 繰	入金		103,129,590	△ 1,173,843	101,955,747
		1 一般会計繰入金	86,290,549	△ 1,173,843	85,116,706
歳	入	合 計	103,744,792	△ 1,098,522	102,646,270

	歳出											(単位 千円)
		款				項		補正前の額	補	正	額	計
1	公	債	費					103,744,792	Δ	1,09	98,522	102,646,270
				1	公	債	費	103,744,792	Δ	1,09	98,522	102,646,270
	歳		出		合	計		103,744,792	Δ	1,09	98,522	102,646,270

### 議 案 第 89 号

## 平成16年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計補正予算(第2号)

平成16年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ660,600千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳 入 (単位 千円) 款 項 補正前の額 計 補 正 額 1 財 産 収 入 104,600 500 105,100 3,100 1 財産運用収入 2,600 500

660,100

500

660,600

計

合

入

歳

歳 出 (単位 千)												千円)	
		款				項		補正前の額	補	正	額		<u> </u>
1	公	債	費					660,100			500		660,600
				1	公	債	費	660,100			500		660,600
	歳		出		合	計		660,100			500		660,600

### 議 案 第 90 号

## 平成16年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計補正予算(第2号)

平成16年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 42千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 109,254千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

# 歳入歳出予算補正

歳

(単位 千円)

_													
	125	額	正	補	補正前の額	項					款		
	22,044	42			22,002				入	収	産	財	1
	44	42			2	<b>産運用収入</b>	財 産	2					
	109,254	42			109,212	<del>∏</del> -	合	•	入	ブ		歳	

						葴	is V	出				(単位	千円)
		款				項		補正前の額	補	正	額		計
1	公	債	費					109,212			42		109,254
				1	公	債	費	109,212			42		109,254
	歳		出		合	計		109,212			42		109,254

#### 議 案 第 91 号

## 平成16年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)

平成16年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,010,053千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳 出それぞれ3,169,975千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

# 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

													(1122 113)
		款				ij	頁			補正前の額	補	正額	Ħ
1	繰	入	金							66,255		25,360	40,895
				1	<del>—</del> Я	股 会	計	繰入	、金	66,255		25,360	40,895
2	繰	越	金							500,945		12,769	488,176
				1	繰		越		金	500,945		12,769	488,176
3	諸	収	入							3,483,080		924,792	2,558,288
				2	貸	付	金	収	入	3,164,347		894,358	2,269,989
				3	雑				入	318,702	Δ	30,434	288,268
4	道		債							129,748	Δ	47,132	82,616
				1	道				債	129,748	Δ	47,132	82,616
	歳		入		合			計		4,180,028	Δ	1,010,053	3,169,975

								歳		出			(単位	千円)
		款				項				補正前の額	補	正額		計
1		企業近代化資付 事 業	金費							1,108,570	Δ	175,413		933,157
				1		企業 付			金費	1,108,570	Δ	175,413		933,157
2	公	債	費							2,266,658	Δ	629,329	1	,637,329
				1	公	1	債		費	2,266,658	Δ	629,329	1	,637,329
3	諸	支 出	金							804,800		205,311		599,489
				1	繰	ı	出		金	804,800		211,220		593,580
				2	諸				費	0		5,909		5,909
	歳	出			合		i	#		4,180,028	Δ	1,010,053	3	,169,975

第 2 表				地		ナ	Ĵ		/	債		補		正			(単位	千円)	
お唐の日的				補	正		前							補	正		後		
起債の目的	限	度	額	起債の方法	利	率	償	還	0)	方 法	限	度	額	起債の方法	利	率	償 還	の方	法
中 小 企 業 近代化資金 貸付事業費		129,	748	中小企業総 合事業団か らの借入れ による。	1	.55% 以内	以内に賦元。	こおめたに繰	い 等 し、 上	含め20年 て、半年 賞還によ 必要に 賞還する る。		82,	616	中小企業基 盤整備機構 からの借入 れによる。	1	.55% 以内	据置期間以下の対象を表す。また、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは	らいて、 対等償還 ごし、 操上償還	半年 還によ 必要に 還する

#### 議 案 第 92 号

## 平成16年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成16年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (繰越明許費)

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第1 表繰越明許費」による。

第	1 表	繰	越	明		許	費	(単位	左 千円)
	款		項		事	業	名	金	額
1	流域下水道事業費	1 流	瓦域下水道事業	費	建	設	費		57,663

#### 議 案 第 93 号

## 平成16年度北海道地方競馬特別会計補正予算(第3号)

平成16年度北海道地方競馬特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 49,174千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ ぞれ 14,285,684千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

## 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	# <b>†</b>
1 使用料及び手数料		6,367	884	7,251
	1 手 数 料	6,367	884	7,251
2 財 産 収 入		1,997	△ 238	1,759
	1 財産運用収入	1,997	△ 238	1,759
4 繰 越 金		10	81,059	81,069
	1 繰 越 金	10	81,059	81,069
5 諸 収 入		14,173,136	△ 32,531	14,140,605
	1 預 金 利 子	100	△ 96	4
	2 収益事業収入	11,197,440	110,911	11,308,351
	3 一般会計借入金	1,356,250	△ 599	1,355,651
	4 雑 入	1,619,346	△ 142,747	1,476,599
歳   入	合 計	14,236,510	49,174	14,285,684

									歳		出			(単位 千円)
		款					Ţ	頁			補正前の額	補	正額	計
1	競	馬	j	費							14,101,930		49,780	14,151,710
					1	競	馬	総	務	費	96,424	Δ	4,562	91,862
					2	競	馬	開	催	費	14,005,506		54,342	14,059,848
2	諸	支	出	金							134,580	Δ	606	133,974
					1	繰		出		金	14,950	Δ	358	14,592
					2	納		付		金	119,630	Δ	248	119,382
	歳		出			合			計		14,236,510		49,174	14,285,684

#### 議 案 第 94 号

### 平成16年度北海道電気事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第1条 平成16年度北海道電気事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成16年度北海道電気事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

(区 分) (既決予定量) (補正予定量) (計 )

- (1) 年間販売電力量 284,230,000キロワット時 △14,211,000キロワット時 270,019,000キロワット時
- (2) 主要な建設改良事業

シューパロ発電所建設事業213,210千円△470千円212,740千円発電中央制御機器改良事業10,999千円△2,571千円8,428千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科	目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( = + )
収	入			
第1款 電気	事業 収益	3,651,926千円	163,006千円	3,814,932千円
第1項 営	業 収 益	3,617,385千円	157,004千円	3,774,389千円
第2項 財	務 収 益	20,554千円	601千円	21,155千円
第4項 特	別 利 益	0千円	5,401千円	5,401千円
支	出			
第1款 電気	事業費用	3,278,336千円	162,927千円	3,441,263千円
第1項 営	業費用	2,122,129千円	161,209千円	2,283,338千円
第2項 財	務費用	1,001,260千円	△ 4,961千円	996,299千円
第3項 営業	生外費用	150,639千円	6,679千円	157,318千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額192,471千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額188,554千円」に、「過年度分損益勘定留保資金177,392千円、中小水力発電開発改良積立金3,762千円及び当年度資本的収支調整額11,317千円」を「過年度分損益勘定留保資金140,289千円、中小水力発電開発改良積立金37,063千円及び当年度資本的収支調整額11,202千円」に改め、

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科	目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 👬 )
収	入			
第1款 資 本	的収入	1,264,059千円	1,286千円	1,265,345千円
第2項 負	担 金	5,385千円	1,429千円	6,814千円
第3項 補	償 金	3,642千円	△ 1,422千円	2,220千円
第5項 雑	収 入	0千円	1,279千円	1,279千円
支	出			
第1款 資 本	的 支 出	1,456,530千円	△ 2,631千円	1,453,899千円
第1項 建設	设改良費	271,909千円	△ 3,041千円	268,868千円
第3項 雑	支 出	0千円	410千円	410千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 5 条 予算第 6 条中「(1)職員給与費 626,210千円」を「(1)職員給与費 596,317千円」に、「(2)交際費 455千円」を「(2)交際費 163千円」に改める。

#### 議 案 第 95 号

## 平成16年度北海道工業用水道事業会計補正予算(第3号)

(総 則)

第1条 平成16年度北海道工業用水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)

第2条 平成16年度北海道工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を 次のとおり改める。

(⊵	分)	(既決予定量)	(	(補正予定量)	( 請十 )
(1)	給水事業所数	67箇所	$\triangle$	1箇所	66箇所
(2)	年間総給水量 8	5,448,996立方メートル	395,8	67立方メートル	85,844,863立方メートル
(3)	一日平均給水量	234,107立方メートル	1,0	84立方メートル	235,191立方メートル
(4)	主要な建設改良事業				
	苫小牧東部地区第- 工業用水道建設事業		$\triangle$	642千円	789,288千円
	石 狩 湾 新 港 地 <sup>‡</sup> 工業用水道建設事		$\triangle$	10,392千円	47,646千円
	室 蘭 地 [ 工業用水道改修事	435,000千円	$\triangle$	2,257千円	432,743千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、「一般会計から長期借入金235,721千円」を「一般会計から長期借入金218,535千円」に改める。

(科	目)	(既決予定額)	(洧	甫正予定額)	(	計	)
収	入						
第1款 工業用	水道事業収益	1,646,864千円		34,604千円	1,68	31,468	千円
第1項 営	業収益	1,646,560千円		33,221千円	1,67	79,781	千円
第2項 営 業	美外 収 益	304千円		1,383千円		1,687	千円
支	出						
第1款 工業用	水道事業費用	1,993,688千円	$\triangle$	26,457千円	1,96	67,231 <sup>-</sup>	千円
第1項 営	業費用	1,592,013千円	$\triangle$	36,712千円	1,55	55,301	千円
第2項 営 業	生外費用	401,445千円		10,255千円	41	11,700	千円
/ \ <del>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</del>	+ 111						

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額747,881千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額740,921千円」に、「過年度分損益勘定留保資金243,214千円、当年度分損益

勘定留保資金 473,740千円及び当年度資本的収支調整額 30,927千円」を「過年度分損益勘定留保資金 287,580千円、当年度分損益勘定留保資金 423,711千円及び当年度資本的収支調整額 29,630千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 )	∄)	(既決予定額)	(补	甫正予定額)	( 🛱 )
収	<b>入</b>				
第1款 資 本 的 机	又 入	2,077,184千円	$\triangle$	33,774千円	2,043,410千円
第2項 他会計からの	出資金	58,038千円	$\triangle$	10,392千円	47,646千円
第 3 項 他会計からの長期	期借入金	1,920,346千円	$\triangle$	23,382千円	1,896,964千円
支	出				
第1款 資 本 的 号	支 出	2,825,065千円	$\triangle$	40,734千円	2,784,331千円
第1項 建 設 改 ]	良 費	1,421,205千円	$\triangle$	32,060千円	1,389,145千円
第2項 企業債償	還 金	1,403,860千円	$\triangle$	8,674千円	1,395,186千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 5 条 予算第 6 条中「(1)職員給与費 389,653千円」を「(1)職員給与費 375,916千円」に、「(2)交際費 245千円」を「(2)交際費 87千円」に改める。